# 福岡市介護老人保健施設等整備費補助金交付要綱

（通則）

第１条　福岡市介護老人保健施設等整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については，補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。），福岡市補助金交付規則（昭和４４年福岡市規則第３５号。）に定めるもののほか，必要な事項をこの要綱に定めるところによる。

（目的）

第２条　この補助金は，要介護状態等の高齢者が，尊厳を保持し，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する介護保険事業等の施設及び設備等の整備事業を推進することを目的とする。

（補助事業者）

第３条　この要綱に基づき，補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は，次の各号のいずれにも該当しなければならない。なお，補助事業者は公募により募集する。

(1) 法人（ただし，社会福祉法人を除く。）であること。

(2) 本市の市税を滞納していないこと。

２　補助事業者は，前項に該当する者のうち，次の者とする。

(1) 市内に施設を設置し，又は設置しようとしている法人。

(2) 市内に施設を有している法人。

(3) 上記以外で市長が特に必要と認めたもの。

（暴力団の排除）

第４条　市長は，福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。）第６条の規定に基づき別に定める「福岡市の介護サービス事業者等から暴力団等を排除するために講じる措置に係る要綱」（以下「暴排要綱」という。）に基づき，排除措置を講じるものとする。

２　補助事業者は，第８条に定める交付申請をするときは，暴排要綱第５条に定める誓約書を提出しなければならない。

（補助事業）

第５条　補助金を交付する対象となる事業（以下「補助事業」という。）は，次に掲げるものとする。

(1) 国が定める地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金（以下「交付金」という。）の認証基準に基づくもの。

(2) 介護保険法第８条第２７項に規定する介護老人保健施設であって，その入所定員が３０人以上であるもの。

(3) 福岡県介護基盤緊急整備補助金の認証基準に基づくもの。
(4) 福岡県介護施設開設準備等特別対策事業費補助金の認証基準に基づくもの。

（補助対象経費）
第６条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は次に掲げるものとする。
(1) 前条第１号にかかる補助対象経費は，交付金の認証基準に基づくものとする。
(2) 前条第２号にかかる補助対象経費は，国が定める「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」別表２に定める対象経費とする。
(3) 前条第３号及び第４号にかかる補助対象経費は，福岡県介護基盤緊急整備補助金もしくは福岡県介護施設開設準備等特別対策事業費補助金の認証基準に基づくものとする。

（補助金の額）
第７条　補助金の額は，補助対象経費のうち次に掲げる額とし，予算の範囲内で市長が決定し交付する。
(1) 前条第１号にかかる補助金にあっては，交付金の認証基準によって算定された額とする。
(2) 前条第２号にかかる補助金にあっては，国が定める「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」別表２に定める配分基礎単価を勘案して定めた額とする。
(3) 前条第３号にかかる補助金にあっては，福岡県介護基盤緊急整備補助金もしくは福岡県介護施設開設準備等特別対策事業費補助金の認証基準によって算定された額とする。

（補助金の交付申請）
第８条　補助事業者が補助金の交付申請をするときは，補助金交付申請書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）
第９条　市長は，前条の申請があったときは，その内容を精査し，補助金を交付すべきものと認めたときは，速やかに補助金の交付を決定し，補助金交付決定通知書により，補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の着手）
第１０条　補助事業者は，補助事業が工事を伴うものであって，補助事業に着手したときは，遅滞なくその旨を市長に届けなければならない。

（補助事業の変更）

第１１条　補助事業者は，補助金の交付決定通知後において，次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は，速やかに補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の内容，経費の配分又は事業計画の変更（軽微な変更を除く。）をするとき

(2) 補助事業を中止又は廃止するとき

(3) 補助事業が年度内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき

（補助金の変更交付決定）

第１２条　市長は，前条の申請があったときは，その内容を精査し，補助金を変更交付すべきものと認めたときは，速やかに補助金の変更を交付決定し，補助金変更交付決定通知書により，補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の実績報告）

第１３条　補助事業者は，補助事業が完了したときは，速やかに補助金実績報告書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１４条　市長は，前条の報告を受けた場合は，その報告に係る補助事業の成果が，補助金交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうか，補助金実績調査確認書により調査確認し，適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し，補助事業者に補助金確定通知書により通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第１５条　市長は，事業完了後に補助事業者より，補助金の交付請求を受けたときは，補助金を交付するものとする。ただし，市長が必要と認めたときは，その一部若しくは全部を事業の途中で交付することができるものとする。

（補助金の支払報告）

第１６条　補助事業者は，補助金の受領後は，遅滞なく補助事業の支払いに充て，支払報告書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の取り消し及び返還）

第１７条　市長は，補助事業者が，次の各号のいずれかに該当するものと認めたときは，補助金の交付決定を取消，又はすでに交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができるものとする。

(1) 補助金の交付決定に附した条件に違反したとき

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(3) 前各号のほか，この要綱の規定に違反したとき

（財産処分の制限）
第１８条　補助事業者は，補助により取得し，又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで補助の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，担保に供し，取壊し，又は廃棄してはならない。
２　前項の財産処分の承認基準は，「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成２０年４月１７日会発第０４１７００１号）の規定を準用するものとする。
３　財産処分の制限がかからなくなるために必要な期間は，「補助事業等により取得し，又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成２０年厚生労働省告示第３８４号）に規定する処分制限期間を準用するものとする。

（関係書類の整備）
第１９条　補助事業者は，補助事業に係る収支を明らかにした書類，帳簿等を常に整備し，次に掲げる期間について保管しておかなければならない。
(1) 建設費補助に係るものは，永年
(2) 前号以外の補助に係るものは，事業完了後５年間
２　市長は，補助金に係る予算執行の適正を期するため，必要があるときは，前項の書類，帳簿等を検査することができるものとする。

（施行の細目）
第２０条　この要綱の施行について必要な事項は，保健福祉局長が定める。

附則
（期間）
この要綱は，平成２９年３月３１日をもって廃止する。なお，終期到来後の継続については，その必要性の検証を踏まえた上で，終期到来までに判断するものとする。

（施行期日）
この要綱は，平成１３年１月９日から施行する。
この要綱は，平成１７年６月２０日から施行する。
この要綱は，平成１８年３月３日から施行する。
この要綱は，平成１８年６月７日から施行する。
この要綱は，平成１９年２月２４日から施行する。
この要綱は，平成２２年１月１５日から施行する。
この要綱は，平成２６年４月１日から施行する。